

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度「生活文化調査研究事業」委託業務

2 事業の目的

文化庁では、平成29年度から生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という。）に関する調査事業によって各分野の実態把握等を行っており、令和6年度は、短歌、俳句、その他（川柳・雑俳など）の3分類の伝統的な短詩形文学について、学術研究の書籍、論文・レポート等の文献、国やシンクタンクが行った調査研究報告等（以下「学術研究等」という）の収集とリスト化を行った。令和7年度は引き続き当該分野の学術研究等に基づいた調査とインターネットを活用した国民意識調査等を実施し各分類に対する認知度などの傾向の把握を行った。

本事業では、令和6年度からまとめている短詩形文学3分類の文献調査報告書の内容について精査及び校閲を行うとともに、団体や結社等へのアンケート調査による現状や課題の把握を行い、今後の生活文化等に関する政策立案の基礎資料の作成することを目的とする。

3 委託業務の概要

- ① 短歌、俳句、その他（川柳・雑俳など）の3分類の伝統的な短詩形文学について、令和6年度より各分類に関する概要をはじめ、当該分野の歴史的変遷、及び現代社会における位置付け（具体的な活動内容、国際的な評価や発信等）、伝承（担い手の現状、継承及び伝承の方法）等をまとめた文献調査報告書の内容の精査・校閲を行う。
- ② 各分類の実情を把握することを目的に、各分類の担い手（歌人や俳人、柳人等）によって運営されている全国規模の団体や結社等を対象としたアンケート調査を実施する。
- ③ ①の精査・校閲及び②の調査実施及び調査結果の分析やまとめを行うに当たって、有識者会議を実施する。
- ④ 上記①～③の内容について、調査結果を報告書としてまとめる。

4 業務内容の詳細

下記1から3の分類について、（1）から（4）に示す業務を実施すること。

1. 短歌（和歌、連歌など、短歌までの系統を全て含む）
2. 俳句（俳諧など、現代俳句までの系統を全て含む）
3. その他（川柳、雑俳など、上記に含まないもので、一定の存在が確認できるもの）

（1）各分類の文献調査報告書の精査・校閲

令和6年度から下記の項目についてまとめた各分類の文献調査報告書の内容について精査し、読みやすさや見やすさなどに留意し校閲を行うこと。

文献調査報告書内の各調査項目は以下のとおりである。

- ・各分類の概要
- ・各分類の歴史的変遷
- ・現代社会における位置付け（具体的な活動内容や国際的な評価や発信等）
- ・各分類における伝承（担い手や継承方法等の現状）

なお、文献調査報告書を精査・校閲を行う際には、下記①②の内容を踏まえて行うこと。

① 調査の目的と主旨について

- ・本調査では、短詩形文学の各分類に関する振興及び保護施策の検討を行うための情報等の把握と分析を目的として、各分類に関する概要や担い手となる団体や人等の把握をはじめ、現代社会における各分類の社会的な位置づけや評価、国際的な評価や国際発信等についての現状について調査を行ってきた。
- ・また、各分類について、無形の文化的所産（無形文化財）として捉えることができるか否か、という観点からも調査を実施している。そのため、各分類に関する概要や歴史的変遷等について調査・把握を行った際、各分類において行われる行為（短詩を詠むこと）が、どのような方法や手法、形式や規則等に基づいて行われているか、また、現在に至るまで人から人へどのような形でそれらの行為や形式等が教授され継承されてきたのかといった点についての調査を行ってきた。

② 文献調査報告書の精査・校閲に係る留意点について

1. 文献調査報告書の精査・校閲の観点について

- ・文献調査報告書は、分類全体を概観するような視点に基づいて内容を取りまとめている。これらの記載内容について、上記のような視点に基づきまとめられているかを精査・校閲を行うこと。

2. 文献調査報告書の精査・校閲の実施体制について

- ・文献調査報告書の精査と校閲を行うに当たり、学術論文の執筆等を経験したことがある者や、研究論文等の読解や要約に長けた者を配置し、文献調査報告書の精査と校閲を円滑に進めることができる調査体制を整えること。なお、大学等に所属する研究者を調査体制の人員として配置することも可とする。この場合、大学等の所属機関への同意等の取り付けは受託者が行うものとする。

3. 各分類の調査項目と精査・校閲について

各調査項目の内容を精査・校閲を行うに当たり、以下の点に留意すること。

3-1. 各分野の概要

- ・各分類がどのような文化であるのかが記載されていることを確認すること。

3-2. 各分類の歴史的変遷

- ・各分類の歴史的変遷について学術研究等に基づきまとめられていること、また、分類の歴史的変遷において重要視されている事象について漏れなく記載されていることを確認すること。
- ・特に、各分類において行われてきた行為（短詩を詠むこと）が、どのような方法や手

法、形式や規則等に基づき行われてきたのか、また、それらの行為が歴史的にどのように変遷・変化をしてきたかという点や、各分類における担い手がどのように変化した広がりを見せていたか等が記載されていることを確認すること。

- 3-3. 現代社会における位置付け（具体的な活動内容、や国際的な評価や発信等）
- ・各分類において行われる行為（短詩を詠むこと）について、今日において、どのような方法や手法、形式や規則に基づいて行われているのかについて、その現況が整理されていることを確認すること。
 - ・各分類が、現代における社会・文化・教育面等においてどのように位置づけられているか、また、各分類や分類を担う団体や人への社会における評価や、各分類が抱える課題等について、学術研究等に基づき整理されていることを確認すること。
 - ・当該分類が海外においてどのような関心や評価を得ているか、また、各分類の国際的な発信がどのような目的や方法、機会で行われているか等、国際的な観点から学術研究等に基づき調査を行い、その現況が整理されていることを確認すること。
- 3-4. 各分類における伝承（担い手や継承方法等の現状）
- ・各分類で行われている行為（短詩を詠むこと）をどのような団体や人が行っているのか、また、それらの行為が行われる場や機会、行為の方法や手法、形式や規則等がどのような形で教授され、次の世代へと継承・伝承が行われているのか、その現状について整理されていることを確認すること。
- 3-5. 参考文献一覧
- ・報告書に使用されている参考文献と記載されているリストの一覧の整合性が取れていることを確認すること。

文献調査報告書の精査・校閲に当たっては、下記に掲げる有識者及び文化庁担当官と随時協議し進めること。なお、文献調査報告書については、文化庁が実施した生活文化調査研究事業報告書の内、令和2年度以降の報告書の内容を参考とすること（＜参考資料＞参照）

（2）伝統的な短詩形文学3分類の団体・結社等のアンケート調査の実施、回収、集計及び分析

下記の①～⑥の点に留意し、上記の短詩形文学3分類に関係する団体等（全国的もしくは地方的な活動を行っている団体及び主要な結社）に対して、活動実態や前の世代からの受け継ぎ、次世代への継承する内容（特に無形の文化的所産）の把握を目的とした、アンケート調査を行うこと。なお、本調査に当たっては（3）に掲げる有識者会議を経て、調査項目などを決定したのち、調査を実施すること。

- ① 受託者は以下の目安に基づき3分類に関係する団体等を抽出し、アンケート調査票（15項目以上）を作成すること。

（3分類の団体数（全国団体・結社数）の目安）

短歌	：	全国団体	40団体	結社	150
俳句	：	全国団体	10団体	結社	500
川柳・雑俳等	：	全国団体	2団体	結社	250

- ② アンケート調査は、団体の代表・所在地・活動実態・当該分野において継承されてきた事柄に対する考え方や継承方法、それらに関する現状の課題点等、団体の具体的な実態の把握を目的としたものとして、調査票は受託者が作成の上実施すること。
- ③ アンケート調査は本調査研究事業の趣旨及び令和5年度に実施した生活文化調査研究事業のアンケート調査の内容や手法等を踏まえることとし、本事業の企画提案書においては、調査票の項目について提案を行うこと。
- ④ 調査票の作成の際、以下に掲げる各分野の横断的団体や主たる団体・結社に対して、設問内容に関する確認やアンケート協力依頼を目的とした事前ヒアリング等を実施する等、より効果的な調査が行えるよう工夫すること。また、ヒアリング対象となりうる団体・結社の候補先を提案すること。なお、ヒアリングは対面での実施を基本とするが、必要に応じてリモートでの実施も想定しておくこと。
- ⑤ (3)に掲げる有識者会議等を経て、調査票の内容を決定し、アンケート調査を実施すること。また、十分な回答期間を設定し、その調査票を回収、集計及び分析すること。
 - ・調査票、調査方法、配布先等は文化庁の最終確認を経て、①の団体等に配布すること。
 - ・十分な回答時間が得られるよう、配慮すること。
 - ・調査票の回収率を上げるよう回収に努めること。また、回収したアンケートの回答内容に不明な点がある場合は、電話等による確認を行う等、調査内容の精度を上げるよう努めること。なお、アンケートにない項目についての団体等へのヒアリングは慎むこと。
 - ・アンケート調査実施後、調査結果について集計及び分析を行うこと。また、その結果についてそれぞれ文章や図表にまとめ、(3)の有識者会議に諮る資料を作成すること。
- ⑥ アンケート調査の実施、回収、集計、分析に当たっては、文化庁担当官と随時協議し進めること。

(3) 有識者会議等の実施

調査を進めるに当たって、団体等のアンケート調査に関して確認や助言等を求めることを目的に、以下の点に注意し、有識者会議を実施すること。

① 有識者について

有識者は分類毎に2名、令和7年生活文化調査研究事業において有識者を務めた者の委任を前提とし計6名を選定すること。また、委託事業開始時に依頼及び委嘱手続きを行うこと。ただし、前年度の有識者から受諾を得られなかった場合は受託者において新たな有識者を選定することとする。

※企画提案書の作成に当たり、令和7年度の有識者の情報が必要な場合は、入札説明書4ページに記載の問合せ先まで連絡すること。

② 有識者会議について

- ・有識者会議は、分類毎に3回開催すること（3分類×3回＝9回、1回につき最大2時間の会議時間を想定）。議事内容の設定や資料作成は、文化庁と協議の上で実施すること。有識者会議は非公開とする。

- ・有識者会議の議事録作成（外注）の経費計上は認めないため、出席した受託者が要点をまとめたものを作成、文化庁及び有識者に共有を行うものとする。
- ・（２）の調査に関しては、第１回有識者会議において、アンケート調査設計及び設問内容、ヒアリング先、配布先等について、第２回有識者会議で最終のアンケート内容と文献調査報告書について、第３回有識者会議では、調査の結果内容及び分析結果、文献調査報告書の校閲結果についての議論と取りまとめの方向性について諮るものとする。
- ・有識者会議は、オンライン開催により実施するものとする。
- ・有識者の委嘱手続き、有識者会議の日程調整や有識者への各種連絡、会議・打合せに係る資料や議事録の作成等、有識者会議に係る業務は受託者が行うこと。また、有識者会議開催に係る諸費用は本委託業務の経費に含まれる。
- ・業務完了日を見据え、適切な時期に計画的、効率的な会議を運営できるよう、進捗報告、管理は適切に行うこと。

（４）（１）及び（２）に関する報告書の作成

下記の①～③の点に注意して報告書を作成すること。

- ① （１）及び（２）の成果について、公表を前提に分類毎にA４版にまとめること。
- ② 報告書のとりまとめに際しては、文化庁担当官と随時協議し進めること。
- ③ 報告書作成、編集などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

<参考資料>

令和５年度 生活文化調査研究事業報告書

令和３・４年度 生活文化調査研究事業報告書（暫定版）

令和２年度 生活文化調査研究事業報告書

令和元年度 生活文化調査研究事業報告書

平成３０年度 生活文化調査研究事業報告書

平成２９年度 生活文化等実態把握調査事業報告書

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

—本委託事業に当たっての注意点—

「文化庁委託業務の事務処理について」（URL：<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>）に掲載されている「委託事業の手引き（文部科学省大臣官房会計課）」

（https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/94307701_02.pdf）にあるように、業務に不必要な経費の支出及び妥当性のない金額は認めない。

また、委託契約の目的を達成するために付随して必要となる印刷等の軽微な請負業務等を外部発注することは可能だが、本事業を行う上で過剰と見做される業務（担当者打合せ等における音声データの文字起こしや調査報告書のデザインの外注など）は、効率的な執行の観点から、対象外経費として扱う予定であるので、その点を留意の上、経費計上を行うこと。

5 委託契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書は電子データ（PDF 及び WORD 形式 それぞれ A4 版）× 3 分類によって E-mail で提出すること。

※上記と合わせて、本仕様書に従って収集を行った各種データも納入すること。

(2) 納入期限

令和9年2月26日（金）

※上記期限は、納入後10日以内に文化庁が行う検査に合格する期限である。

(3) 納入場所

〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

文化庁 参事官（伝統文化・生活文化担当）付 生活文化振興担当

E-mail : seika2@mext.go.jp

7 事業規模

事業規模は、17,000 千円（税込）を上限とする。

8 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

①本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記（2）要求要件の詳細に示すとおりである。

②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「生活文化調査研究事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度『生活文化調査研究事業』委託業務」総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

I 業務の実施方針

1-1 業務の全体的な内容の妥当性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務が全て提案されていること。
 - * 1-1-2 本委託業務の目的・趣旨を踏まえた内容となっていること。
- 1-2 調査内容・方法の妥当性、独創性
- * 1-2-1 調査内容・調査手法が具体的かつ明確に示されており、妥当であること。
〔提案された調査内容等に事業の成果を高めるための適切な工夫がされていれば加点評価する。〕
 - * 1-2-2 調査結果の抽出・分析手法が具体的かつ明確に示されており、妥当であること。
〔提案された分析手法に事業の成果を高めるための適切な工夫がされていれば加点評価する。〕
- 1-3 作業計画の妥当性、効率性
- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔提案された作業計画等に、調査をより円滑に進める適切な工夫がされていれば加点評価する。〕

II 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

2-1-1 組織として、過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績（生活文化や伝統文化の調査実績等）があれば加点評価する。

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行するに当たり、妥当な人員が確保されていること。
〔人員体制に効率性・妥当性があれば加点評価する。〕
- * 2-2-2 組織として事業を遂行するために、必要な知見・情報収集能力及び分析能力を有していること。
〔より幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力・的確な分析能力を有していれば加点評価する。〕
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な業務遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点評価する。

III 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績。
（生活文化や伝統文化の調査実績等）があれば加点評価する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査を実施する上で必要となる専門的な知識・知見を有する者を人員として配置していること。
〔配置する人材の専門性と業務経験の内容に応じて加点評価する。〕

IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定。

V 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

9 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

10 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

1.1 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁に届け出ること。

1.2 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

文化庁は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

- ・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに文化庁に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 3 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 4 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 5 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

1 6 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、契約書、本仕様書、企画提案書のほか、委託要項及び文化庁委託業務実施要領 (<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) を遵守すること。
- (2) 報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として調査研究の受託可否を検討すること。
- (5) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。